

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公共団体情報システム機構法の一部改正

一 機構の代表者会議による理事長に対する是正措置命令について、法令・定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに行うことができるものとする。こと。（第九条第三項関係）

二 機構の役員の解任事由について、職務に係る義務の違反等も含ませるため、組織法たる機構法等違反・定款違反としているものを、「職務上の義務違反」に改めること。（第十六条第二項関係）

三 機構の業務方法書の記載事項として、内部統制（職務の執行が法令・定款に適合し、適正に行われることを確保するための体制の整備）に関する事項を明記すること。（第二十三条第二項関係）

四 機構に、機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項の調査審議等を行う機構処理事務特定個人情報等保護委員会を設置すること。（第二十七条）

第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

一 機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務の実施の準則となる機構処理事務管理規程の制定を義務付ける。また、機構処理事務管理規程の制定・変更については、総務大臣の

認可を要するものとし、総務大臣による変更命令の規定を設けること。（第四十一条の二関係）

二 機構に対し、機構処理事務特定個人情報等の安全を確保する措置を講ずることを義務付けること。（

第四十一条の三関係）

三 機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務に関する帳簿の備付け等及び報告書の作成・公表を義務付けるとともに、機構処理事務の実施に関し、総務大臣の機構に対する監督命令並びに報告要求及び立入検査の規定を設ける。また、帳簿の備付け等並びに報告要求及び立入検査に関し、不履行等があった場合における罰則の規定を設けること。（第四十一条の四から第四十一条の七まで及び第五十八条の二関係）

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 住民基本台帳法の一部改正

機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大すること。（第三十条の十五

第四項関係）

第四 施行期日等に関する事項

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。